

別表八（三）の記載の仕方

- 1 この明細書は、法人が令第119条の3第16項（移動平均法を適用する有価証券について評価換え等があった場合の1単位当たりの帳簿価額の算出の特例）の規定の適用を受ける場合又は連結法人が令和2年改正前の法（以下「令和2年旧法」といいます。）第81条の3第1項（個別益金額又は個別損金額）（令和2年6月改正令附則第2条第2項（法人税法施行令等の一部改正に伴う経過措置の原則）の規定によりなおその効力を有するものとされる令和2年6月改正前の令第119条の3第13項（移動平均法を適用する有価証券について評価換え等があった場合の1単位当たりの帳簿価額の算出の特例）の規定により令和2年旧法第81条の3第1項に規定する個別益金額又は個別損金額を計算する場合に限ります。）の規定の適用を受ける場合に記載します。

なお、連結法人については、適用を受ける各連結法人ごとにこの明細書を作成し、その連結法人の法人名を「法人名」の括弧の中に記載してください。
- 2 「他の法人の株式又は出資の基準時の直前における帳簿価額から減算される金額¹³」は、別表八（三）付表「25」に金額の記載がある場合には、その金額を記載します。
- 3 法人が令和2年3月改正令附則第5条第2項後段（移動平均法を適用する有価証券について評価換え等があった場合の1単位当たりの帳簿価額の算出の特例等に関する経過措置）の規定の適用を受ける場合には、同項後段に規定する開始の時の直前における帳簿価額及び同項後段に規定する基準時における帳簿価額を別紙に記載して添付します。